

○平成九年郵政省告示第五百七十四号(電気通信番号規則の細目を定めた件)の一部を改正する告示案新旧対照条文(案)
(傍線部分は改正部分)

改正案

現行

別表第一号 (第二条関係)			
番号区画 コード	番号区画	市外局 番	市内局番
1～400	(略)	(略)	(略)
401	大阪府三島郡、京都府京都市(右京区京北塞谷町及び伏見区醍醐(一ノ切町、二ノ切町及び三ノ切町に限る。)を除く。)、長岡京市、日向市、八幡市、乙訓郡、久世郡(久御山町(市田、栄、佐古、佐山、下津屋、田井及びび林に限る。))を除く。)	75	CDE
402～415	(略)	(略)	(略)

別表第一号 (第二条関係)			
番号区画 コード	番号区画	市外局 番	市内局番
1～400	(略)	(略)	(略)
401	大阪府三島郡、京都府京都市(右京区京北赤石町、京北明石町、京北浅江町、京北井崎町、京北井戸町、京北宇野町、京北漆谷町、京北大野町、京北小塩町、京北柏原町、京北片波町、京北上黒田町、京北上中町、京北上弓削町、京北熊田町、京北五本松町、京北塩田町、京北塞谷町、京北下町、京北下字津町、京北下熊田町、京北下黒田町、京北下中町、京北下弓削町、京北周山町、京北岸生町、京北田貫町、京北中地町、京北辻町、京北塔町、京北橋本町、京北鳥居町、京北中江町、京北西町、京北灰屋町、京北初川町、京北比賣江町、京北細野町、京北宮町、京北矢代中町及び京北弓規町に限る。)及び伏見区醍醐(一ノ切町、二ノ切町及び三ノ切町に限る。)を除く。)、長岡京市、日向市、八幡市、乙訓郡、久世郡(久御山町(市田、栄、佐古、佐山、下津屋、田井及びび林に限る。))を除く。)	75	CDE
402～415	(略)	(略)	(略)

416	京都府亀岡市、南丹市八木町	771	DE
417	京都府京都市右京区京北室谷町、南丹市（八木町を除く。）、船井郡	771	DE
418～661	(略)	(略)	(略)

416	京都府亀岡市、京都府京都市右京区(京北赤石町、京北明石町、京北浅江町、京北井崎町、京北井戸町、京北宇野町、京北漆谷町、京北大野町、京北小堰町、京北柏原町、京北片波町、京北上黒田町、京北上甲町、京北上弓削町、京北熊田町、京北五本松町、京北楳田町、京北室谷町、京北下町、京北下宇津町、京北下熊田町、京北下黒田町、京北下中町、京北下弓削町、京北周山町、京北岸生町、京北田貫町、京北中地町、京北注町、京北塔町、京北橋本町、京北鳥居町、京北中江町、京北西町、京北灰屋町、京北初川町、京北比賀江町、京北細野町、京北宮町、京北矢代中町及び京北弓削町に限る。)、南丹市八木町	771	DE
417	京都府南丹市（八木町を除く。）、船井郡	771	DE
418～661	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、平成二十三年十二月一日から施行する。